最終更新日：2017年10月2日
株式会社 みちのく銀行
取締役頭取 高田　邦洋
問合せ先：経営企画部（017-774-1111）
証券コード：8350
http://www.michinokubank.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

経営環境の変化に的確に対応し、常に信頼される企業統治体制を構築していくことは、経営上の最重要課題であると認識しております。
当行が永続的に成長・発展していくためには、経営環境の変化に対応しながら経営効率の向上や経営の健全性の確保等が重要であり、そのためには継続的にガバナンス体制を強化、整備していく必要があるものと考えております。
また、ガバナンス体制を強化、整備するとともに、その方針が当行内部において浸透し、実践されるよう内部統制の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当行は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

≪特定の事項を開示すべきとする11原則≫

〔原則1－4〕（いわゆる政策保有株式）
【保有方針】
上場株式については、株価変動リスクが財務状況に大きな影響を与え得ることに鑑み、当行グループにとって事業特性上の重要先との中長期的な取引関係等の維持・強化に資する場合に保有しております。
また保有に伴うリスクとリターンを踏まえた中長期的な経済合理性等を検証し、業務提携等の事業戦略、取引関係の維持・強化などの保有のねらいを総合的に勘案して、定期的に保有の可否を判断しております。
【議決権行使の基準】
原則として全ての議案に対して議決権を行使します。
当行の保有目的を不当に害する議案に対しては反対するほか、株式保有先の経営方針やガバナンス体制、経営状況等を勘案したうえで、保有先の中長期的な企業価値向上の観点も踏まえ総合的に賛否を判断します。

〔原則1－7〕（関連当事者間の取引）
当行や株主の利益に反する取引が行われることがないよう、取締役の競業取引および銀行・取締役間の利益相反取引について、取締役会の承認が必要である旨を取締役会規程の決議事項に定めております。
また、銀行法および金融商品取引法等に基づき、利益相反により顧客の利益が不当に害されることを防ぐため、「利益相反管理方針」を掲げております。
取締役会規程の決議事項に、取締役の利益相反取引については、取締役会決議のほか、監査等委員会の承認が必要である旨を定めており、監査等委員会は違反する事実がないかを検証しております。
また、当行が定める監査等委員会監査等基準第28条1項で、競業取引および利益相反取引等について、取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証しなければならないと明文化しているほか、常勤の監査等委員が担当役員決裁以上の業務稟議書を検証するなど、諸取引の監視を監査等委員会が行っております。

〔原則3－1（1）〕（情報開示の充実：経営理念・戦略・計画）
「経営理念」「中期経営計画」「経営強化計画」「経営強化計画の履行状況報告書」等をホームページ等で開示しております。
【経営理念】
http://www.michinokubank.co.jp/about/company/gaiyo/rinen.html
【中期経営計画】
http://www.michinokubank.co.jp/about/company/chukikeikaku/chuuki.html
【経営強化計画および履行状況報告書】
http://www.michinokubank.co.jp/about/company/keieikyouka/kyouka.html

〔原則3－1（2）〕（情報開示の充実：コーポレートガバナンスの基本的な考え方）
コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、当行ホームページに記載しております。
（http://www.michinokubank.co.jp/about/company/governance/governance.html）

〔原則3－1（3）〕（情報開示の充実：経営陣幹部・取締役の報酬決定）
【方針】
役員報酬制度は、確定金額報酬及び、業績連動報酬ならびに業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）からなっております。役員報酬等は、取締役会で決定された「役員報酬等規程」及び「役員株式給付規程」に従って算定いたします。役員報酬制度の目的は、業績向上に対する意欲と中長期的な企業価値向上ならびに株主重視の経営意識をより一層高めることでありますが、社外取締役ならびに監査等委員である取締役につきましては、客観的な立場で実効性の高い監督を行うため、業績連動報酬の対象とはせず、全てを確定金額報酬としております。
【手続】
取締役（監査等委員である取締役を除く）の「役員報酬（株式報酬を除く）」は年額145百万円以内（うち社外取締役分は20百万円）、監査等委員である取締役分は年額60百万円以内としております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の決定については、委員5名のうち議長を含む過半数を社外で構成する「指名・報酬検討会議」にて協議の上、取締役会が決定しております。

〔原則3－1（4）〕（情報開示の充実：経営陣幹部の選任および取締役・監査役候補の指名）

【手続】
取締役（監査等委員である取締役を除く）・執行役員候補者については、代表取締役等が推薦する候補者に対して、第三者によるアセスメントを実施し、そのアセスメント結果を参考に、過半を社外で構成する「指名・報酬検討会議」の協議を経て、取締役会にて最終決定することとしております。
また、監査等委員である取締役候補者については、代表取締役が候補者を監査等委員会に提示し、監査等委員会の同意を得た上で取締役会で決定いたします。
なお、取締役会は、取締役（監査等委員を含む）候補者および執行役員を決定する方針を、監査等委員会は、監査等委員の選任議案への同意を行うに当たっての方針を定めております。
【取締役会の方針】
（1）取締役、執行役員は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有する者でなければならない。
（2）取締役、執行役員は、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有し、かつ十分な社会的信用を有する者でなければならない。
（3）社外取締役は当行が定める「独立性に関する基準」の要件を満たし、金融実務経験、法務、会計等の専門分野、および経営支援等の会社経営に関する実務経験を有する者を選任する。
【監査等委員会の方針】
（1）監査等委員数は、法定要件を安定的に満たす員数・構成であること。
（2）候補者は、監査等委員として機能できる知見・能力を有すること。この場合、弁護士・公認会計士・税理士等の資格、会社経営や金融機関での実務経験等をその要素として勘案する。
（3）候補者は、監査等委員として求められる業務執行者からの独立性に関して懸念がないこと。
（4）候補者は、取締役会・監査等委員会に出席し、営業店往査を含めた監査活動がより確実に行われるよう、国内居住者であること。

〔原則3－1（5）〕（情報開示の充実：役員個々の選任・指名の説明）
取締役・監査等委員個々の選任・指名につきましては、「第44期定時株主総会招集ご通知」と「第45期定時株主総会招集ご通知」に掲載しており、ホームページで開示しております。
【第44期定時株主総会招集ご通知】
http://www.michinokubank.co.jp/about/investor/notification/pdf/44-syousyuutuuti.pdf
【第45期定時株主総会招集ご通知】
http://www.michinokubank.co.jp/about/investor/notification/pdf/45-syousyuu.pdf

〔補充原則4－1－1〕（経営陣への委任範囲）
取締役会は、法令または定款に定めるもののほか、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から取締役会決議事項の重要事項の一部を取締役頭取（経営会議決議）に委任しております。経営会議は取締役会から委任を受けた事項を経営会議規程に基づき決議しております。
さらに、経営会議は業務決裁規程を定め、経営全般にかかわる重要事項を頭取、担当部門の業務運営のうち重要度の高い事項を担当役員、上記以外の担当部の事項を所管部長に委任しております。

〔原則4－8〕（独立社外取締役の有効な活用）
過去の経歴を含む実績等を考慮し、適切な評価を行った上で弁護士、上場会社役員等といった十分に資質を備えた独立社外取締役を4名選任しております。
経営の透明性の向上を図り、業務の執行と監査の分離を明確にすることで、コーポレートガバナンス体制をより一層充実させるため、取締役のうち3分の1以上の独立社外取締役を選任することとしております。

〔原則4－9〕（独立社外取締役の独立性判断基準及び資質）
【独立性に関する基準】
独立役員は、金融商品取引所の定める独立性の要件を踏まえた上で、現在または最近において、原則、以下の独立性基準を満たす者とする。
（1）当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者ではないこと
（2）当行の主要な取引先、またはその業務執行者ではないこと
（3）当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家ではないこと
（4）当行の主要株主、またはその業務執行者ではないこと
（5）当行から一定額を超える寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者ではないこと
（6）次に揚げる者(重要でない者は除く)の近親者(二親等内の親族)ではないこと
A. 前記(1)～(5)に該当する者
B. 当行および子会社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人
(各種定義)
・「最近」・・・社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点より起算して1年以内
・「主要な取引先」・・・直近事業年度における年間連結総売上高(当行の場合は年間連結経常収益)の2%以上
・「多額の金銭その他の財産」・・・過去3年間の平均で年間1,000万円以上
・「主要株主」・・・議決権所有割合10%以上の株主
・「一定額を超える寄付」・・・過去3年間の平均で年間1,000万円または当該先の年間費用の30%のいずれか大きい額
・「重要でない者」・・・「重要な者」としては、会社の役員・部長クラスの者

【資質】
弁護士、上場会社役員等の十分に資質を備えた独立社外取締役を4名選任しております。
また、取締役会は取締役(監査等委員を除く)5名(うち社外2名)と監査等委員である取締役4名(うち社外3名)で構成しております。取締役9名のうち社外取締役が5名と過半数を占めることで、自由闊達で建設的な議論・意見交換の場を目指し、透明性も高く適切な運営を実行してまいります。

〔補充原則4－11－1〕（取締役の選任方針）
取締役会が独立した客観的な立場で実効性の高い監督を行うべく、社外取締役が過半数を占める体制を基本とするとともに、議論活性化のために取締役会は少人数の体制としております。
また、取締役は、優れた人格、見識、能力、豊富な経験とともに高い倫理観を有している者を選出するという方針の下、社外取締役として弁護士、公認会計士、上場会社役員、金融機関出身者などを選任しており、取締役会全体としては多様な知見、専門性を備えたバランスのとれた構成としており、女性を登用するなど多様性も実現しております。

〔補充原則4－11－2〕（役員の兼任状況の開示）
期初に年間スケジュールを明示し、社外取締役(監査等委員を含む)としての業務に支障がでないように配慮しております。さらに、取締役会にて活発な議論がなされるよう事前に社外役員に配付したタブレット端末により取締役会資料等を閲覧できるようにしているとともに、必要に応じて事前説明を行っております。また、兼任状況については「定時株主総会招集ご通知」に記載するなど毎年開示しております。

〔補充原則4－11－3〕（取締役会の実効性評価）

平成28年度の取締役会の実効性評価については、当行ホームページに記載しております。
(http://www.michinokubank.co.jp/about/company/governance/governance.html)

〔補充原則4－14－2〕(役員のトレーニング方針)
取締役(監査等委員を含む)が、期待される役割・責務を適切に果たすために必要な知識・情報の取得・更新等が出来るよう、外部機関による講習等も含め必要なトレーニング機会を継続的に提供するとともに、その費用を支援します。
また新任時には、当行の歴史・現状などに関する知識・情報を習得するための機会も提供します。

〔原則5－1〕(株主との建設的な対話に関する方針)
株主との建設的な対話を促進するため、本部各部が連携し、対話対応者に情報を提供するとともに、機関投資家向け・個人投資家向け及び地域別取引先向けIRに加え、個別面談の実施により、対話手段の充実に努めております。株主等との対話で寄せられた意見等については、必要に応じて経営陣に報告する等、適切に業務に反映してまいります。
株主との実際の対話(面談)については、代表取締役及び経営企画部担当役員のほか、必要に応じその他の役員等も参加しております。
対話に際してのインサイダー情報については、インサイダー取引防止に関する内部規程に基づき、適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	12,162,000	6.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,177,000	5.65
資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)	5,073,000	2.81
みちのく銀行行員持株会	4,190,081	2.32
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	3,842,000	2.13
株式会社みずほ銀行	3,086,693	1.71
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,304,000	1.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	2,159,000	1.19
住友生命保険相互会社	2,000,000	1.11
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	1,968,701	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
熊谷　清一	弁護士								○			
鎌田　由美子	他の会社の出身者								△			
佐藤　郁夫	他の会社の出身者								△			
馬谷　成人	他の会社の出身者								△			
西谷　俊広	公認会計士								○			

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
熊谷　清一		○	熊谷清一氏および同氏が代表を務める弁護士法人あおば綜合法律事務所は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	弁護士としての豊富な法律知識と経験を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。社外取締役として、適法性や組織運営等を中心に、引き続き、取締役会に対する助言、提言をいただき、当行の経営に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。また同氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているた

				め、独立役員として指定しております。
鎌田　由美子		○	鎌田由美子氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	他業種企業の新規事業開発、顧客サービス分野等に携わり、豊富な経験と幅広い知見を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。社外取締役として、引き続き、取締役会に対する助言、提言をいただき、当行の経営に活かしていくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化、およびお客さまへのサービス向上に貢献していただけるものと判断し、社外取締役に選任いたしました。また同氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
佐藤　郁夫	○	○	佐藤郁夫氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	日本銀行などにおける豊富な金融実務経験と知見を有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。このような実績を踏まえ、引き続き、当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。また同氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
馬谷　成人	○	○	馬谷成人氏は、当行との取引は一般預金者としての取引のみであります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	都市銀行、大手証券会社などにおける豊富な金融実務経験を有するとともに、海外経験も豊富であることから、グローバルな知見も有し、これまでも独立した客観的な立場から、当行の経営に対して助言と提言を適宜にいただいております。このような実績を踏まえ、引き続き、当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。また同氏は、当行が定める「独立性に関する基準」における基準に抵触せず、一般株主との利益相反が生じるおそれのない独立性を有しているため、独立役員として指定しております。
西谷　俊広	○		西谷俊広氏は、当行との間では預金、貸出金の取引があります。また、西谷俊広氏が代表を務める有限会社西谷コンピュータ会計事務所と当行の間では、預金取引のみがあります。取引条件および取引条件の決定方針等は一般の取引と同様に行っており、社外取締役の独立性に影響を与えるものではないと判断されることから、概要の記載を省略します。	公認会計士として会計事務所を経営し、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知見を有しているのは勿論のこと、経営支援等の会社経営に関する豊富な実務経験と幅広い知見を有しております。このような実績を踏まえ、当行の監査体制の強化に活かしていただくことで、コーポレートガバナンスのより一層の強化に貢献していただけるものと判断し、社外取締役（監査等委員）に選任いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	2	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当行は、監査等委員会の職務を補助するための機関として監査等委員会室を設置し、専門の補助スタッフを配置しております。
監査等委員会室のスタッフの人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施のうえ監査等委員会の同意を得て決定するものとしております。また、当該スタッフに対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものであり、取締役(監査等委員であるものを除く)の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当行の内部監査は、監査部（平成29年３月末現在22名）が本部、営業店及び連結対象子会社等の業務を対象として行う臨店監査、ならびに自己査定及び償却・引当結果を検証する自己査定監査で構成されており、内部監査結果については、代表取締役及び取締役会ならびに監査等委員会に報告されております。内部監査の堅確性・適切性を維持していくため、監査部につきましては、被監査部署に対して十分な牽制機能が働くよう独立性を確保した体制とするとともに適正なスタッフを配置しております。
監査等委員には、当行、日本銀行、都市銀行などにおける豊富な金融実務経験、会計等の専門分野、および会社経営に関する実務経験を有する人材を選任しており、監査等委員会による監査・監督機能をより充実させるため、監査等委員会直轄の専任部署として監査等委員会室を設置し、専任スタッフを配置しております。また、監査等委員会は各年度毎の監査方針・監査計画に基づき、業務執行状況の監査を行うほか、財務報告に係る内部統制のレベル向上のための意見交換を定期的に行ってまいります。会計監査人に対しては、正確な経営情報を提供して公正な立場から厳正な監査が実施される環境を整備しており、会計監査人より定期的に監査結果の報告を受けることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬検討会議	5	2	2	2	1	0	社外有識者
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬検討会議	5	2	2	2	1	0	社外有識者

補足説明

当行の取締役の報酬等の額は、「指名・報酬検討会議」にて協議のうえ取締役会決議としております。なお、本会議は過半数を社外の委員で構成しており、十分な協議を行っていくものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	４名

その他独立役員に関する事項

独立役員については、社外取締役4名を指定しており、その判断基準及び資質等については、本報告書「１．１.【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】」に記載しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当行の役員報酬制度は、確定金額報酬及び業績連動報酬並びに業績連動型株式報酬制度からなっております。
役員報酬等は、取締役会で決定された「役員報酬等規程」及び「役員株式給付規程」に従って算定いたします。各々の役員報酬制度の内容は、下記のとおりであります。
確定金額報酬は役位により確定している報酬、業績連動報酬は年度業績等に連動する報酬であり、ともに月額支給するものであります。また、業績連動型株式報酬制度は当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、当行の社外取締役でない取締役（監査等委員である取締役を除く。）、執行役員に対して、役員株式給付規程に従って、役位、業績達成度等に応じて当行株式および当行株式を時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度です。役員報酬制度の目的は、業績向上に対する意欲と中長期的な企業価値向上並びに株主重視の経営意識をより一層高めることでありますが、社外取締役並びに監査等委員である取締役に対しては、客観的な立場で実効性の高い監督を行うため、業績連動報酬の対象とはせず、全てを確定金額報酬としております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年度において、取締役及び監査役、社外役員に支払った報酬の金額は以下のとおりであります。
取締役…報酬等の総額143百万円、（確定金額報酬103百万円、業績連動報酬4百万円、ストックオプション11百万円、株式報酬24百万円）
監査役…報酬等の総額4百万円（全額確定金額報酬）
社外役員…報酬等の総額44百万円、（確定金額報酬40百万円、その他4百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【方針】
役員報酬制度は、確定金額報酬及び、業績連動報酬ならびに業績連動型株式報酬制度（株式給付信託）からなっております。役員報酬等は、取締役会で決定された「役員報酬等規程」及び「役員株式給付規程」に従って算定いたします。役員報酬制度の目的は、業績向上に対する意欲と中長期的な企業価値向上ならびに株主重視の経営意識をより一層高めることでありますが、社外取締役ならびに監査等委員である取締役につきましては、客観的な立場で実効性の高い監督を行うため、業績連動報酬の対象とはせず、全てを確定金額報酬としております。
【手続】
取締役（監査等委員である取締役を除く）の「役員報酬(株式報酬を除く)」は年額145百万円以内（うち社外取締役分は20百万円）、監査等委員である取締役分は年額60百万円以内としております。取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額の決定については、委員5名のうち議長を含む過半数を社外で構成する「指名・報酬検討会議」にて協議の上、取締役会が決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役・監査等委員の職務を補助するための機関として秘書室・監査等委員会室を設置し、専門のスタッフを秘書室に4名・監査等委員会室に1名配置しているほか、経営企画部が取締役会事務局として、取締役・監査等委員会をサポートしております。また、期初に年間スケジュールを明示し、社外取締役（監査等委員を含む）としての業務に支障がでないように配慮しております。さらに、取締役会にて活発な議論がなされるよう、事前に社外取締役に配付したタブレット端末により取締役会資料等を閲覧できるようにしているとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

企業統治の体制の概要等
当行は監査等委員会設置会社であり、取締役は総員9名で、うち監査等委員である取締役は4名であります。当行は、コーポレート・ガバナンスを強化するため、社外取締役の積極的な登用を行っており、取締役のうち、5名は社外取締役であります。なお、当行は、会社法第427条第1項の規定の範囲内において、社外取締役及び監査等委員である取締役との間で、同法第423条第1項の責任につき、善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。
経営の意思決定機能につきましては、月1回の「取締役会」及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。
また、取締役会の委任を受けた事項について、協議・決議する機関である「経営会議」を週2回の定例開催及び必要に応じて都度開催し、迅速な意思決定を行っております。
金融機関の直面するリスクはますます複雑化してきております。このような環境下にあって、各種リスクの的確な把握と適正なコントロールが重要な経営課題であると認識しております。このため、リスク管理の統括部署として、「経営管理部」を設置し、「リスク管理規程」等の規程を整備するなどして、全役職員への周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図っております。また、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進ならびに進捗状況を管理しているほか、リスク特性に応じて、信用リスク、市場リスク、流動性リスクについては、「収益」「リスク」「資本」のバランスを図るためのリスクマネジメントについて協議する場として「収益・ALM委員会」を設置し、さらにオペレーショナルリスクについてはリスク改善策等を組織横断的に協議・検討を行う場として「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行っております。内部統制システムにつきましては、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、「全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制」など9項目について体制整備を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当行は、取締役会において議決権を持つ監査等委員である取締役の職務執行に対する監査・監督機能の強化、重要な業務執行の決定の取締役への委任による業務執行の機動性の向上等、コーポレート・ガバナンス体制の強化、持続的な経営基盤の確立による更なる企業価値の向上を図るべく、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。また、議論活性化に向け取締役会は少人数体制とし、取締役会における社外取締役の過半数の選任、取締役会議長と代表取締役の分離(執行と監督の分離)、社外取締役の選任における知見のバランス確保等の取組みも行っております。
また、取締役(監査等委員である取締役を除く)・執行役員候補者の指名ならびに取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬を協議する機関として、議長をはじめ過半数を社外メンバーで構成する、任意の指名・報酬検討会議を設置し、決定プロセスの透明性を高めております。
当行は、公正で透明性・効率性の高い経営を確保し、各ステークホルダーと共に発展することができるものと考え、現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第45期定時株主総会の招集通知は、株主総会開催日の3週間前に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	他の会社の株主総会開催日を勘案のうえ、集中を回避するよう努めております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	第45（平成29年3月）期の株主総会より、議決権電子行使プラットフォームの利用を開始しております。
招集通知（要約）の英文での提供	第45（平成29年3月）期の株主総会より、招集通知の英訳を実施しております。
その他	第45期定時株主総会の招集通知は、株主総会開催日の4週間前にホームページに掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上、地元等で代表取締役や担当役員が業績や経営戦略について説明を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、アナリスト・機関投資家向けに代表取締役が業績や経営戦略について説明を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	年1回、アナリスト・機関投資家向け決算説明会で使用した資料を速やかにホームページに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部を担当部署としております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ステークホルダー（お客さま、株主・投資家、従業員、地域社会）からの満足度および地域信頼度の向上を目指し、経営の健全性維持、社会・経済・環境等に配慮した経営を継続していくことで、企業価値向上を図り、地域社会の一員として持続可能な社会づくりに積極的に貢献していくことを宣言した「みちのく銀行CSR基本方針」を制定し、ホームページで開示しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「みちのく銀行CSR基本方針」に基づき、社会貢献活動・環境保全活動を中心としたCSR活動を展開しております。また、平成19年7月には「公益財団法人みちのく・ふるさと貢献基金」を設立し、地域の発展や地域に貢献する事業活動を行っている青森県内の個人・法人・団体等を対象とした助成金の交付による助成事業を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「みちのく銀行行動憲章」に経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く社会とのコミュニケーションを図る旨を規定しております。
その他	平成23年1月より女性行員で構成する＜みちぎん＞ダイバーシティ推進チーム「smililies（スマイリリーズ）」を立ち上げ、商品開発等に女性の力を最大限活かせるよう取り組んでおり、平成32（2020）年度末の女性管理職率の目標を30%としております。また、平成29年3月末の障がい者雇用に関しても法定雇用率2.0%を上回る雇用を維持するなど多様性の確保に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当行は、取締役会において、以下の「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております（平成29年10月1日改定内容）。

（1）当行の全役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制
1.当行の取締役会は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして認識し、銀行の有する社会的責任と公共的使命等を柱とした企業倫理を構築し、当行の全役職員はこれを遵守する。
2.当行の取締役会は、「みちのく銀行行動憲章」、「みちのく銀行コンプライアンス十戒」、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を制定し、当行の全役職員のコンプライアンスマインドの維持・向上並びに適正な業務執行の確保を図る。
3.当行の取締役会は、コンプライアンスの適正を確保するため、年度毎に「コンプライアンス・プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、当行の経営管理部担当役員を委員長とする「コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス態勢の充実に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
4.当行の経営管理部は、当行のコンプライアンスにかかわる業務全般を所管するものとし、各部店のコンプライアンス責任者並びにコンプライアンス管理者を通じて、コンプライアンス態勢の確立や全役職員への教育等を行うとともに、その状況について当行の取締役会へ報告する。
5.「内部通報制度」の活用により、コンプライアンスを実践するための職場環境の整備と不正・違反行為の未然防止、早期発見を図る。
6.市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては断固として対決する。

（2）当行の取締役の職務執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制
1.当行の取締役の職務の執行にかかる情報・文書は、「文書管理規程」及び「情報管理規程」等の規程に基づき適切に保存・管理する。
2.当行の取締役会、監査等委員会、経営会議、その他各種委員会の各議事録は、「取締役会規程」、「監査等委員会規程」、「経営会議規程」及びその他各種委員会規程に基づき作成し、適切に保存・管理する。

（3）当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
1.当行の取締役会は、経営上の各種リスクの正確な把握と適正なコントロールを図るため、「リスク管理規程」を制定し、当行の全役職員へ周知徹底・浸透を図り、行内のリスク管理態勢の向上を図る。
2.当行の取締役会は、リスク管理態勢の強化を図るため、年度毎に策定する「リスク管理方針」に基づき「リスク管理プログラム」を策定し、その推進並びに進捗状況を管理する。このほか、頭取を委員長とする「収益・ALM委員会」及び、経営管理部担当役員を委員長とする「オペレーショナルリスク管理委員会」を設置し、リスク管理態勢強化に向けた施策の企画立案・推進・管理を行う。
3.当行の経営管理部は、当行の各担当部が所管する各種リスクを統括して管理し、常時モニタリングを行うとともにその結果について取締役会へ報告する。

（4）当行の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
1.当行の取締役会は、中長期の経営計画として、原則3ヵ年の事業年度を対象とした「中期経営計画」を策定するほか、単年度毎の「経営計画」を策定し、当行の全役職員に周知徹底する。
2.当行の取締役は、「取締役会規程」に基づき、自己の職務の執行の状況を取締役会へ報告する。
3.当行は、「業務分掌規程」及び「業務決裁規程」等を制定し、各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。

（5）当行グループ（当行及び子会社から成る企業集団をいう。以下同じ。）における財務報告の信頼性及び業務の適正を確保するための体制
1.当行グループは、財務諸表及び財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保するために、全行レベル及び業務プロセスレベルにおいて適切な内部統制を構築する。
2.子会社の経営管理を強化するため、当行の経営企画部が子会社を統括し、各子会社に置く当行の業務所管部とともに毎月定例会議を開催するなどの連携を図る。また、「子会社管理規程」を制定し、経営上の重要事項について当行への事前承認又は報告を義務付ける。
3.子会社の損失危険等を管理するため「子会社管理規程」を制定し、子会社が適切なコンプライアンス管理及びリスク管理を実施していることを確認するとともに、その管理の維持・強化を図る。
4.半期毎に当行及び子会社の経営陣による「子会社経営会議」を開催し、当行グループとしての経営方針等を協議し、子会社はかかる協議の結果を踏まえ業務を執行するとともに、取締役会並びに各取締役及び各部門の担当職務及びその権限を明確にし、取締役の職務執行の効率性確保に努める。
5.子会社にも「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンス・マニュアル」等の規程を具備させ、そのコンプライアンスマインドの維持・向上及び適正な業務執行の確保を図るように適切に対処する。また、当行の監査部は定期的に子会社の内部監査を行う。

（6）当行の監査体制に関する事項
1.当行は、内部監査を職務とする監査部を置く。監査部は監査等委員会の直属とし、監査等委員会と監査部は当行の監査機能を一体として担う。
2.当行は、監査等委員会の職務を補助するための機関として監査等委員会室を設置し、専属の補助使用人を配置するほか、監査部長(役員が兼務する場合を含む)を補助使用人兼務とする。監査等委員会室の専属の補助使用人の配置及び監査部長の選任にあたっては、キャリア等を十分に考慮し、適任者を配置・選任する。
3.監査等委員会室の専属補助使用人及び監査部長の人事に関する事項については、監査等委員会との意見交換を実施の上、監査等委員会の同意を得て決定するものとする。
4.監査等委員会室に専属する補助使用人に対する業務遂行上の指揮命令権は、監査等委員会に専属するものとし、取締役（監査等委員であるものを除く）の指揮命令を受けないものとする。
5.監査部の監査結果等については、監査部が第一次的に監査等委員会へ、その後頭取へ報告した後、監査等委員会が取締役会へ報告する。また、監査部に対しては、監査等委員会・取締役会のほか、頭取も必要に応じて指揮命令ができることとし、これらの指揮命令が齟齬を来す場合は、監査等委員会・取締役会、頭取の順に優先されるものとする。

（7）当行グループの全役職員が当行の監査等委員会に報告するための体制その他の当行の監査等委員会への報告に関する体制
1.当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、当行グループの内部統制システムの構築・整備状況について監査等委員会に報告を行う。また、当行は、監査等委員に当行の経営会議等の主要会議に出席する機会を確保するほか、監査等委員がいつでも各種議事録の閲覧等により執行状況を確認しうるものとする。
2.当行の役職員は、「業務決裁手続」に基づき、主要な業務決定事項について当行の監査等委員会に報告するものとする。
3.当行グループの役職員は、「内部通報制度規程」に基づき、当行の内部通報窓口（監査等委員を含む）に対して法令違反の事実、及び違反の疑いがあると考えられる事実等を通報することができ、その内容は、監査等委員が構成員であるコンプライアンス委員会に報告されるものとする。
4.当行は、「内部通報制度規程」において、通報した者が正当な通報をしたことによっていかなる不利益も受けないことを規定するとともに、その旨を当行グループにおいて周知徹底する。

（8）当行の監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。以下、本項において同じ。）について生ずる費用等に係る方針に関する事項
1.当行は、監査等委員がその職務の執行上必要と認める費用について、監査等委員会が定める「監査等委員会監査等基準」に基づき、予め計上した予算を確保する。また、監査等委員の職務の執行において緊急又は臨時に支出した費用の請求があった場合も、当行においてその費用を負担する。

（9）その他当行の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1.当行の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、監査等委員会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換し、監査の実効性確保に努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

みちのく銀行グループは、公共の信頼の維持、業務の適切性および健全性の確保を目的とし、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に毅然と対応し、関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力への対応にかかる基本方針」を定めております。

1. 反社会的勢力との取引の未然防止および一切の関係遮断に努めます。
2. 反社会的勢力との関係遮断の実効性を確保するため、警察、弁護士、暴力追放運動推進センター等の外部専門機関との連携を図ります。
3. 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として対応し、民事および刑事の両面から法的対応をするなど、断固とした対応を行います。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

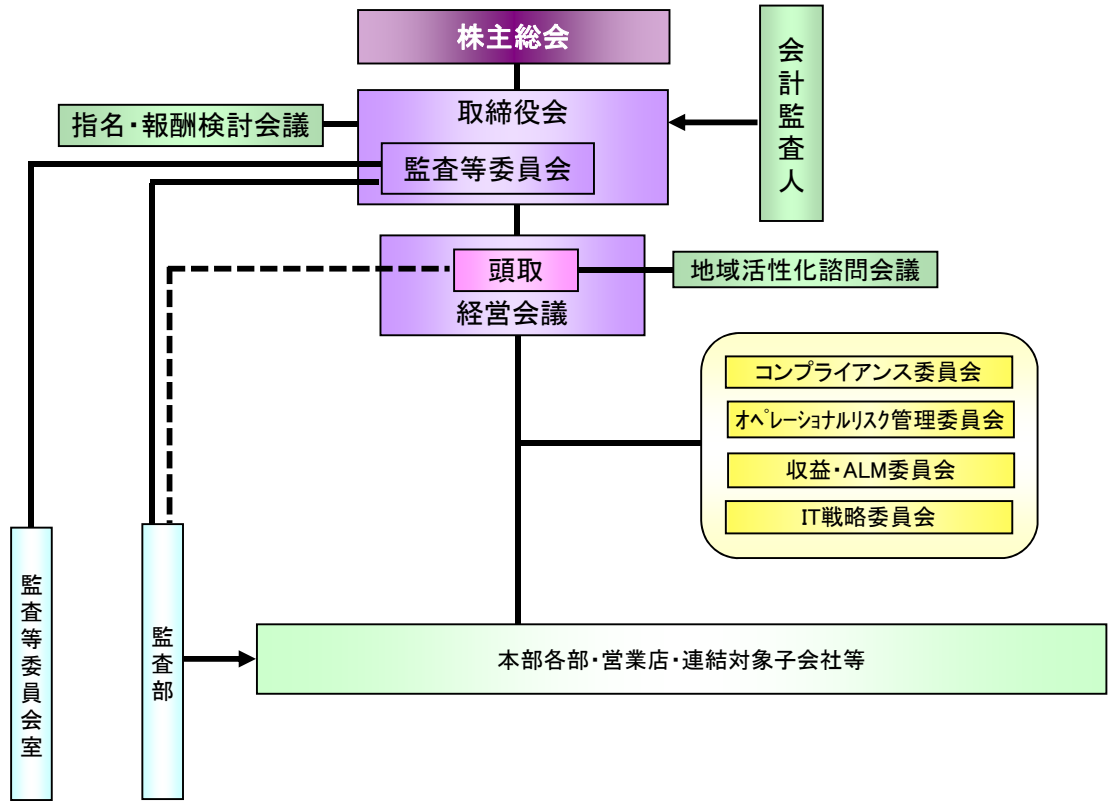
該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

（コーポレート・ガバナンス体制）



（法令等遵守・リスク管理体制）

